

## 【3】情報班の役割

区内を中心とした、地域の生活状況、危険地域に関連する情報を収集・把握します。  
又、地震をはじめとする災害が起きた場合は、区民の安否、及び被害状況を把握し、  
災害対策本部に報告・連絡する。

### 1. 情報班の構成

部長(1名)、副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3～4)で構成する。

### 2. 情報班の役割

#### 2-1 平常時の役割

- (1) 区域で情報収集・伝達を行う際には、自主防災会の果たす役割が重要です。
- (2) 災害情報の収集・伝達では、本部（災害対策本部）を災害情報の中継点として位置付け、これを通じて市町や消防機関等からの情報を地域住民に伝え、又は逆に地域の被害状況、住民の避難状況などを収集し、市町や消防機関等に報告するための訓練を行う。
- (3) 区内を中心とした、地域の生活状況、及び危険地域に関連する情報を収集・把握し、本部（災害対策本部）に報告します。
  - ① 情報収集系統図を作成します。
  - ② 地域地図の備え付けをします。
    - ・ 道路・河川などの線状のもの。
    - ・ 役所・病院・消防署・公園・避難地などの防災施設。
    - ・ 危険な場所(津波や山・がけ崩れなどの危険予想地域)。
    - ・ 住宅密集地、古くからの住宅が多い地域。
    - ・ 防災倉庫、街灯、消火器などの配置。
- (4) 災害情報の収集・伝達方法としては、ラジオやテレビなどの報道機関による情報やインターネットを通じた情報も有効である。
- (5) 区域の被害状況等をもとに訓練を行うとより実践的な訓練となります。
- (6) 区域内の被害状況、災害危険箇所の巡視結果、及び避難の状況等の情報を正確に、かつ迅速に収集する。

# 淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

31年 01月 15日

ページ

作成日

28年 02月 13日

8

- (7) 富士宮市貸与の「**デジタル簡易無線機**」で、災害対策本部、及び市指定の広域避難所への報告などを行う。
- (8) 区域住民から収集した情報は、「**淀橋区無線機(トランシーバー)**」共有するとともに地域ごとに整理し、災害対策本部へ報告する。
  - ・ 現場の住所、状況。
  - ・ 現在の措置、通報者。
  - ・ 負傷者の有無と程度。
  - ・ 避難所における避難者数、避難状況。
- (8) 区域住民にも整理した情報を伝達する。
- (9) 区域住民への情報を伝達を効率よく行うため、あらかじめ伝達経路を定めて置く。
  - ・ 10～20世帯、町内会・班ごとに分割する。
  - ・ 伝達は簡単な言葉で行い、難しい言葉は避ける。
  - ・ 口頭だけでなく、メモ程度の文書を渡す。
- (10) 情報の収集・伝達は、可能な限りメモをとる。
- (11) 各種機関の連絡先を「**様式 8 : 緊急時連絡先一覧表**」に作成します。
  - ① 市町災害対策本部。
  - ② 警察、消防、病院、医院。
  - ③ ライフライン関連機関(水道、電気、ガス、など)。
  - ④ 郵便局、地元マスコミ(新聞社、ラジオ局、テレビ局)。
  - ⑤ 近隣の避難所、地域防災指導員。
  - ⑥ 自治会長(区長)、民生委員、児童委員。
  - ⑦ 身体障害者相談員、知的障害者相談員。
  - ⑧ 市町災害ボランティア本部。

## 2 - 2 災害時の役割

地震をはじめとする災害が起きた場合、区内住民の安否確認、及び被災状況を把握し、迅速、かつ正確に報告・連絡する役割を担う。

地域の情報を効率よく、かつ、漏れのないように行き渡らせる必要があります。

### [ 発災直後から数時間後 ]

- (1) 災害発生直後は、直ちに区内住民の被災状況を把握する。
- (2) 並行して、安否確認 (**我が家は、大丈夫！の黄色いハンカチ**) をする。
- (3) 火災が発生し、初期消火を行う必要がある場合は、初期消火を担う班員などを呼び出し、初期消火を応援する。

# 淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日

30年 10月 15日

ページ

作成日

28年 02月 13日

9

- (4) 延焼火災の発生などで、区民を避難させる可能性がでた場合は、区内の避難誘導を担う班員などを呼び出し、避難誘導を応援する。
- (5) 負傷者がいた場合で、本人、又は家族での応急救護ができない場合は、応急救護を担う班員などを呼び出し、応急救護活動を応援する。
- (6) 建物などの倒壊による生き埋めが確認された場合は、救出活動を担う救出救護班員などを呼び出し、救出活動を応援する。
- (7) 緊急を要する事態に一定の対応の目途が立ったら、区民の安否確認の状況と区内の被災状況を災害対策本部に報告する。
- (8) 災害発生時に「**避難行動要支援者**」の避難支援などに必要な応援を得る。  
( 区長・自主防災会会長・町内会長・班長・民生児童委員・児童委員・町内会長・班長など )  
詳細は、自主防災会活動 マニュアルのページ 12 ～ 16に示す。

## 【 発災1日から数日後 】

- (1) 情報収集・伝達活動
  - ① 区内の被害状況や火災の発生状況を正確に市町・消防機関・災害対策本部に伝えるとともに、公的防災機関から出される災害情報を住民に伝達する。
  - ② 伝達すべき情報は、「建物、道路、及び橋などの被害状況、火災、がけ崩れなどの被害状況、電気・ガス・水道・電話などの復旧見通しなど」。
- (2) 富士宮市貸与の「**デジタル簡易無線機**」で、災害対策本部、及び市指定の広域避難所への報告などを行う。
- (3) 区域住民から収集した情報は、「**淀橋区無線機(トランシーバー)**」共有するとともに地域ごとに整理し、災害対策本部へ報告する。
- (4) 区民住民の安否確認の情報をとりまとめ、適宜、公開・公表する。
- (5) 区内でデマが発生している場合は、区民のデマの防止、及び正確な情報を伝達する。
- (6) 区内住民への情報伝達
  - ① 区内での情報伝達は、原則として文字情報(貼り紙など)を用います。
  - ② 掲示板に無秩序に情報が掲載されることを防ぐために、掲示板に掲載する情報は、情報班が受け、管理します。

# 淀橋区自主防災会 活動班管理規定

改訂日	31年 01月 15日	ページ
作成日	28年 02月 13日	10

- ③ 災害対策本部（区民館）の入口など、区民住民が目につきやすい位置に掲示板を設置します。
- ・ 最新情報、行政（県・市町）からのお知らせ、復興情報など。
  - ・ 生活情報（風呂、給水車、ライフライン復旧状況など）。
  - ・ 交通情報（鉄道復旧状況、交通規制など）。
  - ・ その他（行方不明者の搜索）。
- ④ 区民には、定期的に掲示版を見るように呼びかける。

## [ 発災1週間から数週間後 ]

- (1) 災害対策本部、区民との情報連絡、及び自主防災会と調整をする。
- (2) 広域避難所との情報連絡、及び自主防災会と調整をする。

### 3. 情報班組織図

名簿は別紙の淀橋区自主防災会組織図に示す。

防災会役名	区役名	氏名	T E L
部長	第6町内会長		固定： 携帯：
副部長			固定： 携帯：
班長			固定： 携帯：
副班長			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：

## 【4】救出・救護班の役割

地震をはじめとする災害が起こり、区内において建物などの倒壊などによる生き埋めや負傷者が発生した場合は、救出・救護が必要な事態が生ずるため、自主防災会としては、倒壊物やガレキの下敷きになった人を救出用(防災用)資機材を使用して救出にあたるほか、負傷者が発生した場合は、救出し、救護所、又は救急病院まで搬送する役割を担うこととする。

### 1. 救出・救護班の構成

救出・救護班は、**部長(1名)**のほか、

- ・ 「**救出班**」の副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3名～4名)
  - ・ 「**救護班**」の副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(3名～4名)
- で構成する。

### 2. 救出班の役割

#### 2-1 救出班の平常時の役割

- (1) 負傷者の応急手当の方法、救護所への連絡の方法などについて習熟する。
- (2) 負傷者の搬送方法などについて習熟する。
- (3) 応急手当とは、医療機関で診療を受けるまでのとりあえずの処理のことです。
- (4) 救出・救護訓練では、専門的な知識を要するので、消防署などの関連機関から、救護の専門医に参加してもらい、指導を受けるようにします。
- (5) 想定される救出・救護訓練の実施計画と時期、及び回数など。
- (6) 負傷者の搬送車両の契約。
- (7) 防災知識の普及、啓発事項、方法、実施時期などを定める。
- (8) 救出用(防災用)資機材の調達と整備。
  - ① 地域の実情に応じて、必要な資機材を準備しておき、日頃から点検や使用方法の確認をしておきます。
  - ② 必要な防災資機材については、防災倉庫・防災資機材品目・数量などを「**様式 7 : 防災資機材一覧表**」に記載する。
  - ③ 防災資機材は揃っているか、保管状況よいか、「**年1回**」は、点検・管理をする。

(7) 救出・救護活動、及び医療機関への連絡などを定める。

「様式 8 : 緊急時連絡先一覧表」を作成する。

(8) 心臓病患者に対する「AEDや胸部圧迫（心臓マッサージ）を出来るように訓練する。

(9) クラッシュ症候群は、長時間（おおむね2時間以上）、応急救護の知識。

(10) 救出・救護訓練、応急訓練。

はしご、ロープ、エンジンカッターなどの救出用資機材の使用方法などについて、対応可能な救出訓練を実施する。

## 2 - 2 救出班の災害時の役割

### 〔発災直後から数時間後〕

(1) 地震など大きな災害が発生した場合、救出班は直ちに周辺の被災状況を把握し、災害対策本部に参集する。

(2) 区内住民において建物の倒壊などによる生き埋めや負傷者が発生した場合は、救出し、負傷者が発生した場合は、救出し、救護所、又は救急病院まで搬送する。

(3) 救護所の設営・管理。

(4) 建物などの倒壊による生き埋め者の確認と救出、応急処置。

(5) 救出に使用する防災資機材で二次被害（負傷者）がないように注意する。

(6) 区民の安否確認を「我が家は大丈夫！黄色ハンカチ作戦」でも確認する。

(7) クラッシュ症候群の可能性のある者には、症状を悪化を防止するために救護班を同行させ飲料水を沢山摂取させる。

(8) 出来る限り早く人工透析のできる病院に搬送する。

(9) クラッシュ症候群（控滅症候群）は、

長時間（おおむね2時間以上）、がれきなどの重いものに腰・腕・太ももなどが挟まれ、その後圧迫から解放され、意識がはっきりしていても、血液循環の現象により起こり死亡することもある。

① 水分を摂取させる。

② 人工透析のできる病院に搬送する。

詳細は、自主防災会活動マニュアルのクラッシュ症候群（ページ 24）に示す。

(10) 心臓停止患者が発生した場合

迅速にAED（自動体外式除細動器）を使用して救命に当たる。

なお、AED（自動体外式除細動器）がない場合は、心臓マッサージを（胸部圧迫）を行う。

(11) スタート式トリアージを行う。

- ① 被災現場から、救護所や病院に負傷者を搬送する際には、一般の方にも、多数の負傷者の中から、誰を先に選ぶのかという判断がもとめられます。
- ② 「トリアージ」により、負傷者の重傷度と緊急度に応じて振り分け、治療に優先順位を付けますが、その判定基準は、生命に関わるか否かです。
- ③ **負傷者が、多数発生した場合に**、負傷者の重傷度と緊急度によって、判定結果を「**4色のカード（黒・赤・黄・緑）**」で表示し、治療や搬送先の順位を決定する。

詳細は、**自主防災会活動マニュアル**のトリアージ（ページ 25）に示す。

(12) 防災倉庫を開放し、救出に使用する防災資機材を準備する。

[ 発災1日 ～ 数日後 ]

- (1) 生き埋め者については、**発災後3日間**が生存期間であるために、救出は、**3日間以内**に実施できるよう尽力する。
- (2) 新たに生き埋めや負傷者が発生した場合は、救出し、同行した救護班に応急手当をしてもらい救護所、又は救急病院まで搬送する。
- (3) 災害対策本部に人身被害の把握・報告を行う。
- (4) 伝染病防止対策をする。。
- (5) 病院との連絡、傷病者収容・搬送する。
- (6) 人工透析患者が通院先の医療機関で透析できない場合の対処方法を支援する。
- (7) 使用した救急用品の管理・補給を行う。

[ 発災1週間から数週間後 ]

病気の症状悪化者を救護病院への搬送を行う。。

### 3. 救護班の役割

#### 3 - 1 救護班の平常時の役割

- (1) 救護所の設営計画の作成。
- (2) 災害時の応急救護や救出・救護に活用できる資格・技能(看護師経験者)を持った人材を「**様式 4 : 人材台帳**」に記載する。
- (3) 区内医院と収容協定。

- (4) 応急救護・手当の訓練や衛生知識の普及と実施計画。
- ① 正しい知識、技術を習得するための救急法について、消防機関の指導を受ける。
  - ② **クラッシュ症候群**の可能性がある者の、応急手当や衛生知識の普及。  
詳細は、**自主防災会活動マニュアル**の**クラッシュ症候群**（ページ 24）に示す。
- (5) 救急医療用品の調達と整備
- ① 地域の実情に応じて、必要な救急医療用品を準備しておき、日頃から点検や使用方法の確認をしておきます。  
**「様式 6：食料・飲料水・救急医療用備蓄品一覧表」**に記載する。
  - ② 救急医療用品は揃っているか、保管状況よいか、「**年1回**」は、点検・管理をする。
- (6) 救出・救護活動、及び医療機関への連絡などを定める。  
**「様式 8：緊急時連絡先一覧表」**を作成する。
- (7) 心臓病患者に対する「**AEDや胸部圧迫(心臓マッサージ)**」を出来るように訓練する。

### 3 - 2 救護班の災害時の役割

#### [ 発災直後から数時間後 ]

- (1) 地震など大きな災害が発生した場合、救護班は直ちに災害対策本部に参集する。
- (2) 負傷者・火傷者の応急手当、及び病人の救護。
- (3) 負傷者・火傷者・病人は、救出班と救護所までの搬送と人数の把握。
- (4) 負傷者・火傷者・病人は、指定の救護病院まで搬送する。
- (5) 救護所の設営・管理。
- (6) 「**クラッシュ症候群**」の可能性がある者には、症状を悪化を防止するために飲料水を沢山摂取させ、出来る限り早く人工透析のできる病院に搬送する。  
詳細は、**自主防災会活動マニュアル**の**クラッシュ症候群**（ページ 24）に示す。
- (7) 出来る限り早く人工透析のできる病院に搬送する。
- (8) **クラッシュ症候群（挫滅症候群）**は、**長時間（おおむね2時間以上）、がれきなどの重いものに腰・腕・太ももなどが挟まれ、その後圧迫から解放され、意識がはっきりしていても、血液循環の現象により起こり死亡することもある。**
  - ① 水分を摂取させる。
  - ② 人工透析のできる病院に搬送する。

**(9) 心臓停止患者が発生した場合**

迅速に **AED（自動体外式除細動器）** を使用して救命に当たる。

なお、AED（自動体外式除細動器）がない場合は、心臓マッサージ（胸部圧迫）を行う。

**(10) スタート式トリアージを行う。**

- ① 被災現場から、救護所や病院に負傷者を搬送する際には、一般の方にも、多数の負傷者の中から、誰を先に選ぶのかという判断がもとめられます。
- ② 「トリアージ」により、負傷者の重傷度と緊急度に応じて振り分け、治療に優先順位を付けますが、その判定基準は、生命に関わるか否かです。
- ③ **負傷者が、多数発生した場合に**、負傷者の重傷度と緊急度によって判定結果を「**4色のカード（黒・赤・黄・緑）**」で表示し、治療や搬送先の順位を決定する。  
詳細は、**自主防災会活動マニュアルのトリアージ（ページ 25）**に示す。

(11) 病気の症状悪化者を救護病院への搬送を行う。

(12) 医薬品の在庫管理や調達などを行う。

**[ 発災1日 ～ 数日後 ]**

- (1) 新たに生き埋めや負傷者が発生した場合は、救出班に同行し、応急手当をする。
- (2) 応急手当と同時並行で担架などの搬送手段を確保する。
- (3) 使用した救急医療用品の管理と補給を行う。
- (4) 災害対策本部に負傷者・火傷者・病人の把握・報告を行う。
- (5) 病院との連絡、傷病者応急手当・収容に同行し、サポートする。
- (6) 地域の医者や看護婦と連絡をとり、伝染病防止対策をする。
- (7) 病気の症状が悪化した者に対する救護所、及び救護病院への搬送を行う。
- (8) 心臓病患者に対する「**AEDや胸部圧迫（心臓マッサージ）**」を出来るようにする。

**[ 発災1週間から数週間後 ]**

- ① 病気の症状悪化者を救護病院への搬送を行う。
- ② 医薬品の在庫管理や調達などを行う。

<b>淀橋区自主防災会 活動班管理規定</b>	改訂日	31年 01月 15日	ページ
	作成日	28年 02月 13日	16

#### 4. 救出・救護班組織図

名簿は別紙の淀橋区自主防災会組織図に示す。

##### 4-1 救出班組織図

防災会役名	区役名	氏名	T E L
部長	第7町内会長		固定： 携帯：
副部長			固定： 携帯：
班長			固定： 携帯：
副班長			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：

##### 4-2 救護班組織図

防災会役名	区役名	氏名	T E L
部長	第7町内会長		固定： 携帯：
副部長			固定： 携帯：
班長			固定： 携帯：
副班長			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：

## 【5】給水・給食班の役割

自主防災会内としては、安心・安全な生活支援として、食料・飲料水を被災した区民に配給するとともに、区内の生活環境の維持・安定を図る役割を担うこととする。

### 1. 給水・給食班の構成

給水・給食班は、部長（1名）のほか、

- ・ 「給水班」の副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(2名～3名)。
- ・ 「給食班」の副部長(1名)、班長(1名)、副班長(1名)、班員(2名～3名)。

### 2. 給水・給食班の役割

#### 2-1 給水・給食班の平常時の役割

- (1) 災害時の給水・給食は、自主防災会内において活用できる資格・技能(調理士・栄養士)を持った人材を「様式 4 : 人材台帳」に記載する。
- (2) 備蓄食料・飲料水の整備・管理
  - ① 区内の実情に応じて、必要な食料・飲料水を準備しておき、日頃から点検や使用方法の確認をしておきます。  
「様式 6 : 食料・飲料水・救急医療用備蓄品一覧表」に記載する。
  - ② 食料・飲料水は揃っているか、保管状況よいか、賞味期限は過ぎていないか  
「年 1 回」は、点検・管理をする。
  - ③ 食料・飲料水の補給計画の作成
- (3) 炊き出し(給食)に必要な什器・食器類を準備する。  
品目・数量などを「様式 7 : 防災資機材一覧表」で「年 1 回」は確認する。
  - ① 燃料 : 薪、カセットコンロ、プロパンガスなど
  - ② 調理器具 : なべ、フライパン、炊飯器など
  - ③ 調理用具 : 包丁、まな板、おたま、菜箸など
  - ④ 食器 : 皿、深皿、割り箸、スプーンなど
- (4) 在宅者で生活必需品に困窮する区民への支援。
- (5) 炊飯装置、濾過装置などの使用に限られた資機材を有効に活用し、て食料や飲料水を確保する方法、技術を習得する。
- (6) 食料や飲料水を効率よく配分する方法などについて検討する。

(7) 食料は、各家庭において、最低3日間生活できる程度の備蓄を行う。

非常用持出品として、いつでも持ち出させるようにしておく。

**食料は、「非常食3日分を含む、7日分」を用意する。**

[アルファ米・缶詰・カンパン・カロリービスケット]など

[お米・食パン・乾麺(パスタ・そば・うどん・カップラーメン・お菓子)]など

(8) **飲料水は、「ひとり、1日3リットルを7日分」以上を用意する。**

## 2-2 給水・給食班の災害時の役割

(1) 給水・給食班は、災害対策本部で情報を収集する。

(2) 災害対策本部で情報を収集し、食料・飲料水の不足状況の把握・調達する。

(3) 非常食が不足している場合は、炊き出し量、献立などの決定する。

(4) 食料・飲料水の受給配分、及び運搬車両の確保

(5) 在宅者の生活必需品が不足していないか、状況を把握する。

(6) 特に避難行動要支援者の食料・物資は、不足すると生命に関わるので最優先で確保が必要です。

## 2-3 炊き出し（給食）の災害時の役割

(2) 自主防災会長の了解を得て炊き出し（給食）設備の設営場所を決める。

① 衛生的な場所、食料・物資の荷卸しが容易など。

② 水道・排水溝の近い場所など。

(3) 炊き出し（給食）に必要な什器・食器類を準備する。

品目・数量などを「**様式 7：防災資機材一覧表**」で確認する。

(4) 什器・食器類の衛生管理に注意をする。使い捨てが望ましい。

(5) 食料・飲料水の種類、数量を「**様式 6：食料・飲料水備蓄品一覧表**」で把握する。

(6) 炊き出しは、自主防災会内において活用できる資格・技能（調理士・栄養士など）を持った人材を「**様式 4：人材台帳**」から募り、栄養のバランスに注意します。

(7) 炊き出しに必要な人員を確保します。

(8) 食中毒を起こさないために、以下に注意する。

① 調理は、衛生的な場所で行う。

② 原則として、加熱するものとして、生ものはさける。

③ 肉、魚などは、冷蔵保存する。

(9) 炊き出しの際の火気の使用は、十分に気を付けましょう。

淀橋区自主防災会  
活動班管理規定

改訂日

31年 01月 15日

ページ

作成日

28年 02月 13日

19

3. 給水・給食班組織図

名簿は別紙の淀橋区自主防災会組織図に示す。

3-1 給水班組織図

防災会役名	区役名	氏名	T E L
部長	第1町内会長		固定： 携帯：
副部長			固定： 携帯：
班長			固定： 携帯：
副班長			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：

3-2 給食班組織図

防災会役名	区役名	氏名	T E L
部長	第1町内会長		固定： 携帯：
副部長			固定： 携帯：
班長			固定： 携帯：
副班長			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：
班員			固定： 携帯：